

# 松岡五兄弟

松岡操

第29話



松岡操肖像画（個人蔵）

『広報ふくさき』7月号と8月号は、松岡兄弟の母たけと、祖母小鶴について紹介しました。今回は、たけの夫であり、小鶴の息子、そして松岡兄弟の父である、松岡操についてのお話です。

松岡操は天保3年（1832）の生まれ。幼いころの名前は文。その後、賢次と改名し、さらに明治になって、操と名乗るようになりました。また、名前とは別に、雪香や約斎と

福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

## 松岡兄弟の父

神戸大学大学院人文学研究科 地域連携センター研究員

井上 舞

いう号（学者などが本名のほかに付ける名前）も持っていました。

操が7歳になったころ、父親の至が松岡家から離縁されました。離縁の理由は、妻の小鶴や、義父の左仲との不仲でした。もっとも、操は父親を慕っていたようで、成長してから、生野に移り住んだ至に会うため、ひとり山を越えて生野まで行こうとし、小鶴からひどく叱られたこともあったそうです。

夫と別れたのち、小鶴は女手ひとつで操を教育し、操もそれに応えて学問に励みました。天保15年（1844）に加古郡安田村（現、加古川市尾上町）の医師、梅谷左門の塾に入門。さらに、仁寿山麓（姫路にあった、河合寸翁が設立した学問所）を経て、好古堂（姫路藩の藩校）に入門します。その後、医師となるべく修行を積んで辻川に帰り、このころ、たけと結婚。しばらくは医業のかたわら学問に

はげんでいましたが、文久3年（1863）に姫路の熊川舎の舎監として迎えられ、明治のはじめごろまでここに勤めていました。その後は、小学校の教員になったり、神社の神主をしていた時期もありました。

こうした経歴からもうかがえるように、こと学問に関しては、操は非常に優れた学者であったと言えます。しかし、それ以外のことについては、全く無頓着で、着替えやお金の勘定すらできず、日常生活はたけに頼り切りでした。子どもへの躾についても、たけに任せていたようですが、学問に関することだけは厳しく、井上通泰は幼いころ、本を寝転んで読んでいて叱られたことがあったそうです。

柳田國男をはじめ、松岡兄弟はそれぞれ、両親についての文章を残しています。その中から、松岡輝夫（映丘）が書き残した、父親との思い出を紹介しましょう。

輝夫もまた、父親について、学問については優れているものの、世間一般の常識には疎い人、という印象を持っていました。そして、値引き交渉をせずに、言われるままの額で人力車に乗って、高い料金を請求された話を紹介しています。

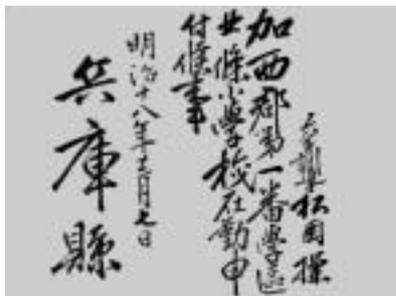
それに加えて、輝夫は、父親の絵にまつわるエピソードを残しています。

操は、幼い輝夫にさまざまなお話を聞かせていましたが、そのとき、子どもにも理解しやすいように、絵を描いて説明してくれていたそうです。さらに、輝夫がお祭りやお芝居を見に行つたときは、その様子や絵を描いて見せるように言いました。そして、絵を描いて持つて行くと、その絵についていろいろと批評をしてくれたそうです。

また、輝夫が生まれたころ、操はすでに長男の鼎に家督を譲り、隠居していました。このため、比較的時間に余裕があった操は、毎晩ひとつずつ、輝夫に話を聞かせていました。幼いころはおとぎ話、成長するにつれて、歴史譚や古典の話になり、それは10年近く、

欠かさず続いていたそうです。（両親についての感想）

操については、作品こそ残っていませんが絵心があったようで、國男や通泰もそのことを書き残しています。輝夫は、幼いころから絵を描くのが好きで、それが高じて画家の道に進み、大和絵の研究に取り組むようになります。日本の風景や文物を題材にした大和絵を研究するためには、古典や有職故実（貴族や武士が行う儀式や服飾などの制度）の知識が欠かせません。画家、松岡映丘誕生の背景には、親子のやりとりを通じて受け継がれた絵の才能と、古典や歴史の知識があったのです。



辞令書（北条小学校訓導）  
（柳田國男・松岡家記念館蔵）

# 生活科学 センター だより

## 原野商法！ 二次被害の手に注意

〔相談〕

30年ほど前に「絶対に値上がりする」と勧誘されて山林（原野）を150万円で購入した。

最近、不動産会社から「所有されている山林を売りたい」と言う人がいる」と電話があった。高く売れるどころか相続の負担になると思っていたため話を聞いた。最初は200万円で売れると言われた。何度か電話で話を聞いて、売れるなら契約したいという気持ちになっていった。

後日、近くまで来ていられると電話をかけてきた業者の訪問を承諾。「400万円で売れそうだ。手数料が100万円必要」と説明する担当者言葉の言葉を信じて契約し、100万円を手渡した。その後、担当者の携帯電話

ハイ！  
神崎郡消費生活  
中核センター  
相談員です



に連絡するが通じなくなった。困ったことになったと思っていたところ、別の不動産業者から電話がかかり、50万円で解決できると言われた。50万円を銀行で出金する際に止められて、消費者センターに相談するよう促された。

（70歳代男性）

〔処理〕

契約書を見せてもらうと、100万円で新たな山林を買う契約になっていました。

業者が勧誘に際して事実と異なることを告げて契約したものは取消することができるといふ法律（不実告知による契約取消）があるため、契約解除を求める通知書を作成し、簡易書留で送付してもらいました。

通知書が届くのを見計らってセンターから業者に電話をかけて交渉しましたが、「事務の者だからわからない。担当者から改めて連絡する」と対応してもらえないまま、電話が通じなくなりました。

法務局で購入した山林の登記を相談者に確認してもらうと、所有権は相談者に移転していました。「山林を1000万円で買う」という売買契約は実行されていました。弁護士に相談して、救済方法を探りましたが困難な状況です。

〔アドバイス〕

原野商法とは、「別荘地として値上がりする」とか「間もなく駅ができて便利になる」と言っていて、価値のない山林を売りつける商法です。1970年代頃から社会問題になりました。

こうした原野商法の被害者を狙って、相続の負担になる税金の支払いや山林の管理に困っているなど、できれば売却したい心理を巧みに操って新たな契約をさせる二次被害が発生しています。

また、当時の原野商法の被害者が高齢になった今、判断能力の衰えにつけ込んで勧誘してくる悪質業者が存在します。業者間で顧客リストが取引され、被害拡大につながっているようです。

昔購入した別荘地や山林が売れるというふうなうまい話はありません。逆に損害を増やす契約をしてしまう可能性があります。

が高いです。ご用心ください。被害を防ぐには、知らない電話には出ないことです。ナンバーディスプレイや留守番電話設定等を利用した電話対策が有効です。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ  
（☎22・4977）

秘密厳守 相談は無料  
相談日時 火/金曜日  
9時～16時

（月曜日は休館日）

## 年金手帳を紛失したら 再発行をしましょう！

普段の生活の中で年金手帳が必要になることはほとんどないと思いますが、就職・退職などによる切り替え（種別変更）、または年金の受給手続きなどの際には、必ず必要になります。

もし年金手帳を紛失した場合は、再発行をしておきましょう。

第1号被保険者 （国民年金加入者）	住所地の市区町村役場で手続き。 即日発行を希望される場合は、 年金事務所で手続き。
第2号被保険者 （厚生年金・共済年金加入者）	勤務先に再発行を依頼。 または年金事務所で手続き。
第3号被保険者 （第2号被保険者の被扶養者）	第2号被保険者の勤務先に再発行を依頼。 または年金事務所で手続き。

## 年金制度に属さない方法はありません

年金は「老齢になったとき」「障がいになったとき」の生活保障と、「死亡したとき」の遺族への保証の3つの給付があります。

自分のためにも、家族のためにも、年金手続きはきちんとしておきましょう。



問い合わせ先  
住民生活課（内線374）  
姫路年金事務所 ☎079-224-6382

## 災害時に自力で避難が困難な方へ

～災害時要援護者登録 兼  
個別支援計画の作成について～

福崎町では、災害が発生した時やその恐れがある時に、手助けが必要なお年寄りや体の不自由な方に対して、地域の方に避難の声かけなどの支援をお手伝いしていただく取り組みを進めています。

### 支援の内容

災害発生時や災害発生が予想される状況にあるとき、地域支援者(支援をする方)から避難の声かけや手助けを受けられます。

登録されていても、災害の状況によっては支援を受けられない場合があることをご理解ください。また、地域支援者が責任を負うものでもありません。

### 対象となる方

次に掲げる方のうち、災害時において地域の支援を希望する方

高齢者(一人暮らし、高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症など)

障害のある人(身体障害、知的障害、精神障害など)

その他、避難行動に不安のある方

### 登録申請

支援を希望される方は、地区の区長へ申し出てください。地域支援者を決めたら、「登録申請書兼個別支援計画」を作成します。

記入した情報を関係機関へ提供することについて同意が必要です。

### 地域への情報の提供

提供いただいた情報については、避難支援のみに使用させていただきますが、町関係各課、警察署、消防署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会及び地域の支援者、自主防災組織で共有させていただきます。

問い合わせ先 健康福祉課 高年福祉係(内線364)

## 交通事故等で病院にかかるときは届け出が必要で

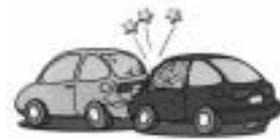
国民健康保険被保険者の方が、交通事故やケン力など第三者から傷害を受けたときや自損事故を起こしたときに、国保の保険証を使って医療機関を受診する場合には、必ず国保医療係に届け出てください。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え、後から加害者に請求します。

届け出に必要なもの  
・ 第三者行為による傷病届・事故発生状況報告・念書・誓約書・交通事故証明書(コピー)・保険証・印鑑・本人確認証明書(免許証等)

届け出前に加害者から治療費を受け取るなど、示談を済ませてしまつと国保が使えなくなる場合がありますので注意が必要です。示談をする場合は、事前に国保医療係に連絡し、示談成立の場合は、すみやかに示談書の写しを提出してください。また、治療が完了・中止したときは必ずご連絡ください。

問い合わせ先  
健康福祉課 国保医療係(内線355)



## 特別障害者手当及び 障害児福祉手当のお知らせ

重度の障がいが重複するなどの在宅障がい者(児)の方で、医師の診断書等により該当すると認められた場合には、特別障害者手当もしくは障害児福祉手当が支給されます。(ただし、所得制限があり、入院中や施設に入所している方は除きます)

問い合わせ先  
健康福祉課 町民福祉係  
(内線365)

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に交付される手帳です。

### 申請に必要なもの

写真1枚(縦4cm×横3cm、1年以内の撮影で正面・脱帽のもの)  
個人番号のわかるもの  
精神障害者保健福祉手帳用診断書  
更新の場合は現在の手帳

### 有効期限・更新について

有効期限は2年です。更新手続は有効期限の3ヶ月前からです。  
診断書の代わりに障害年金証書等による申請も可能です。詳細はお問い合わせください。

## 自立支援医療(精神通院)

精神疾患による通院治療が、継続的に必要となる方に、指定された医療機関での通院医療費の一部を助成する制度です。

### 申請に必要なもの

個人番号のわかるもの  
自立支援医療 精神通院用診断書  
健康保険証

### 更新の場合は現在の受給者証

### 有効期限・更新について

有効期限は1年です。更新手続は有効期限の3ヶ月前からです。

### 各申請書は役場にありませ

申請には印鑑が必要です。

### 問い合わせ先

健康福祉課 町民福祉係(内線353)

## 農地のQ&A



農業委員会  
だより

Q

自分の所有している農地に農業用倉庫を建てたいのですが、許可が要りますか？

A

所有農地の保全または利用増進のための施設、例えば、耕作のための道路、用排水路等に転用する場合や、農業用倉庫、温室、畜舎等、農業経営上必要な施設で、転用する面積が200㎡未満の場合は、事前に農業委員会に届出をすれば、許可は要しないこととなっています。

しかし、所有者以外の第三者が転用したり、農業用倉庫等の転用面積が200㎡以上の場合は、許可が必要となります。

なお、農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内の農地（農振農用地）の場合は、農業用倉庫であっても転用はできません。

他に適所がなく、やむを得ずその土地に農業用倉庫を建てる場合は、農振農用地を農業用施設用地に「用途変更」する手続きが必要になりますので、詳細は農林振興課の農業振興地域制度担当にお問い合わせください。

（注）適法な手続きを行わずに農業用倉庫等を建築することは、「無断転用」になります。無断転用は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効果が生じないだけでなく、県知事による工事の中止、現状回復などの命令が出る場合がありますし、農地法違反に対し罰則の規定もありますので、農業用施設を建てられる前には必ず農業委員会にご相談ください。

問い合わせ先 福崎町農業委員会・農業振興地域制度担当（農林振興課内・内線313）

### 兵庫県最低賃金が844円に 改正されました

10月1日に兵庫県最低賃金が改正され、時間額844円になりました。（改正前は819円）

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室（☎078-367-9154）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

### 10月1日改正 育児休業給付金の支給期間が 2歳まで延長されます

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達するまでの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

問い合わせ先 姫路公共職業安定所適用課  
☎079-222-4432

### 第28回 自然歩道を歩こう大会

福崎町の豊かな自然と歴史が調和した自然歩道を散策し、深まりゆく秋の一日を過ごしませんか。

コース	距離	みどころ
のんびりコース	約9km	應聖寺・金剛城寺
ファミリーコース	約14km	七種山
健脚コース	約20km	七種の滝

日時 11月23日（木・祝）8:00受付開始  
集合場所 神戸医療福祉大学キャンパス（小雨決行）  
参加費 200円

申込期間 10月16日（月）～11月17日（金）  
申込方法 電話かFAXで、参加者全員の氏名・住所・性別・年齢・電話番号・参加コースをお知らせください。

当日申し込みも可能です。

未就学児は保護者同伴でお願いします。

申込・問い合わせ先

住民生活課（内線373）FAX22-5980

## 10月・11月の行事予定



### 子育て学習講座

#### 『わくわく親子あそび』

～からだをうごかしてあそぼう！～

日時 11月8日(水) 10:00～11:30  
 場所 第1体育館  
 講師 福崎町体育指導専門員 藤井純子  
 持ち物 お茶、上靴、汗拭きタオル、  
 フェイスタオル(約33cm×80cm)  
 動きやすい服装でお越し下さい。  
 “からだを動かすことは楽しい”ことを親子で体験し、  
 日常生活の中に生かしていきましょう。  
 ・問い合わせはともだちひろばへ。申込は不要です。

### 秋を飾ろう！

秋の自然物を使ってリースを作りましょう。

日時 11月21日(火)・22日(水) 10:00～11:30  
 場所 にこにこひろば  
 対象 就園前の子どもとその保護者  
 定員 各日とも10組  
 持ち物 秋の自然物(どんぐり、まつぼっくり、小枝など)、麻ひも(あれば)  
 申込先 にこにこひろば



### にこにこひろばで作って遊ぼう！ 『ゆるゆるサンタさん』

日時 11月30日(木) 10:00～11:30  
 場所 にこにこひろば  
 対象 就学前の子どもとその保護者  
 製作時間は約20分です。10:00～11:30の間で都合のいい時間におこしください。  
 11月から月に1回、製作あそびをします。  
 ・問い合わせはにこにこひろばへ。申込は不要です。

### 『あそびのひろば』

おんがくあそびの会【ドレミ】  
 10月12日(木)・11月9日(木) 10:00～11:00  
 八千種研修センター  
 絵本とおはなしの会【ぐりとぐら】  
 11月2日(木) 10:00～10:40  
 文化センター 2階 和室  
 ・問い合わせはともだちひろばへ。申込は不要です。



### 地域支援活動 “すきっぷひろば”

#### 第2回すきっぷひろばがはじまります

子どもといっしょに絵本やリズム遊び、わらべうた遊びを楽しみながら、子育ての悩みを話したり、情報交換をして、ゆったりと過ごしませんか。  
 ぜひ、ご参加ください。申し込みは不要です。

日程	実施場所	日程	実施場所
10月11日(水)	高岡幼稚園	11月1日(水)	辻川公民館
10月20日(金)	西野公民館	11月6日(月)	中島公民館
10月23日(月)	山崎公民館	11月10日(金)	八千種幼稚園
10月26日(木)	西光寺公民館	11月16日(木)	田尻公民館
		11月18日(土)	福田公民館
		11月20日(月)	大門公民館
		11月27日(月)	西治公民館

時間 10:00～11:00  
 どの公民館・幼稚園でもご参加いただけます。  
 11/18(土)、11/20(月)はミニデイ利用者の方との交流を予定しています。

### たかおかひろば・やちくさひろば

11月の予定 開設時間は、10:00～15:00です。

たかおかひろば	やちくさひろば
24日(金)	10日(金)

#### 個別相談

10月17日(火)・11月21日(火) 10:00～14:00  
 場所：文化センター 2階 和室  
 個別相談員：大内和恵

申込は下記の3施設で受付します

子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

**ともだちひろば**  
 (西部子育て学習センター)  
 火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階  
 ☎22-7830 FAX22-2561

**おひさまらんど**  
 (福崎子育て支援センター)  
 月～金曜日 9:00～17:00  
 土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内  
 ☎22-2308 FAX22-2313

**にこにこひろば**  
 (東部子育て学習センター)  
 月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内  
 ☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することはEメール [ko-shien@town.fukusaki.ne.jp](mailto:ko-shien@town.fukusaki.ne.jp)

## 第4回福咲婚♡福崎町婚活応援 ワークショップ&ちらし寿司作り

日本一の成婚率・指導実績を誇る講師とともに  
出会い力を引き出しましょう。

今回はちらし寿司作りも実施します。

日時 10月22日(日) 13:30~17:30(予定)  
(13:00~受付開始)

会場 保健センター

内容 講師によるワークショップ(約90分)  
ちらし寿司作り(約90分)/フリータイム

会費 500円

参加資格 おおむね20~40歳前後の独身男女

募集人数 男女各10人程度

継続参加者・町内在住優先

応募多数の際は主催者にて調整いたします。

確認事項 氏名・年齢・住所・電話番号

申し込み・問い合わせ先

ベスパ(イベント業者) ☎070-6688-4454

メール fukusakicon@gmail.com

問い合わせ 地域振興課地域づくり係(内線392)



中学3年生へのおさそい

ウィンタースクールで

ホップ・ステップ・ジャンプ!!

今年も、中学3年生を対象に、受験勉強の対策として“自習室”を提供します。静かな部屋で指導員の先生といっしょに、勉強に集中して、実力アップを目指しましょう!!

<福崎西中学校区>文化センター

10月14日(土)・10月28日(土)・11月18日(土)

12月2日(土)・12月23日(土)・1月6日(土)

1月20日(土)

<福崎東中学校区>サルビア会館

10月21日(土)・11月11日(土)・11月25日(土)

12月9日(土)・12月16日(土)・1月13日(土)

1月27日(土)

<西・東中学校区合同>

2月17日(土)・3月3日(土).....文化センター

2月3日(土)・2月24日(土).....サルビア会館

\*時間は9:00~11:30

\*参加希望の方は文化センターにお申し込みください。(随時募集)

申し込み・問い合わせ先

福崎町土曜チャレンジ学習実行委員会

事務局 文化センター ☎22-3755

## 「巡回行政相談所」開設

日時 10月20日(金) 13:00~15:00

場所 文化センター

毎日のくらしのなかで、国や特殊法人などの仕事について、苦情や意見・要望はありませんか。

行政相談を広く利用していただけるよう、巡回行政相談所を開設します。相談は無料で、秘密は固く守られます。気軽にご相談ください。

(総務課)

10月16日(月)~22日(日)は行政相談週間です

## 土地取引の届出をお忘れなく!

10月は  
土地月間

公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度  
県や町などが都市の発展と整備を促進するために、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。土地を譲り渡そうとする場合には、町に届け出なければなりません。届出は土地を譲渡しようとする日の3週間前までにしてください。また、地方公共団体等に対して、土地の買取りを希望される場合には、「申出」することができます。

届出が必要な面積

- 都市計画区域内の都市計画施設の区域内等の土地 200㎡以上
- 上記以外の都市計画区域内の土地で市街化区域内の土地 5,000㎡以上

申出ができる面積

- 都市計画区域内の土地 100㎡以上
- 都市計画区域外の都市計画施設の区域内の土地 200㎡以上

国土利用計画法にもとづく届出制度

一定面積以上の土地取引をした場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に町を経由して県知事に届け出なければなりません。

届出が必要な面積

- 市街化区域 2,000㎡以上
- 市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上
- 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

問い合わせ先

• 兵庫県 都市政策課 土地対策室

☎078-341-7711(内線4735)

• 役場 まちづくり課(内線337)